

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林の指定の解除（2件） ・道路の区域変更 ・一般競争入札の参加者の資格等（2件） <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度情報公開制度の運用状況 ・令和4年度個人情報保護制度の運用状況 ・一般競争入札の実施（2件） <p>◎ 有明海自動車航送船組合公告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表 | <p>所管課（室）名</p> <p>林 政 課 道路維持課 警察本部会計課</p> <p>県民センター ” 警察本部会計課</p> <p>有明海自動車航送船組合</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|

告 示

長崎県告示第388号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和5年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除に係る保安林の所在場所
対馬市厳原町安神字陰上原241の62から241の66まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

長崎県告示第389号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和5年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除に係る保安林の所在場所
対馬市厳原町安神字陰上原241の67から241の70まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

長崎県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 206号

道路の区域

| 区 間 | 区域変更 前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|------------------------------------------------|--------------|-----------------|---------------|-----|
| 長崎市琴海村松町字南小島705番1地先から 長崎市琴海村松町字南小島717番5地先まで | 前 | 12.0～14.7 | 184.8 | |
| | 後 | 12.0～15.2 | 184.8 | |

長崎県告示第391号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

X線マイクロアナライザの賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）に基づく排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和5年6月19日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

- ウ 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - エ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - オ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - カ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - キ 印鑑届（様式第2号）
 - ク 口座振替申込書（様式第3号）
 - ケ 取扱品目明細書（様式第4号）
 - コ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
 - サ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
 - その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
 - 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
 - 〔電話〕095-895-2884
 - 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
- 資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
- 競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。）以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。
- 6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年9月30日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第392号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

初動捜査支援システムの賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）に基づく排除措置を受けている者

(4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和5年6月19日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記

し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の(カ)から(コ)まで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

令和4年度情報公開制度の運用状況（公告）

長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第34条第2項の規定により、令和4年度における情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和5年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

| | | |
|---|----------------|---------|
| 1 | 公文書の開示の請求の状況 | |
| | 請求件数 | 1,106件 |
| 2 | 請求に対する処理状況 | |
| | (1) 開示 | 460件 |
| | (2) 部分開示 | 375件 |
| | (3) 不開示 | 200件 |
| | (4) 取下げ | 62件 |
| | (5) 検討中 | 9件 |
| | 計 | 1,106件 |
| 3 | 公文書の写しの交付 | |
| | (1) 用紙 | 31,934枚 |
| | (2) CD-R等 | 157枚 |
| 4 | 審査請求の件数及び処理状況 | |
| | (1) 請求件数 | |
| | ア 今年度 | 11件 |
| | イ 前年度からの繰越 | 5件 |
| | 計 | 16件 |
| | (2) 処理状況 | |
| | ア 認容 | 0件 |
| | イ 棄却 | 5件 |
| | ウ 変更 | 3件 |
| | エ 却下 | 0件 |
| | オ 取下げ | 0件 |
| | カ 審理中 | 8件 |
| | (うち 審査会諮問中) | 3件) |
| | 計 | 16件 |
| 5 | 情報提供の状況 | |
| | (1) 行政資料の閲覧 | 615人 |
| | (2) 行政資料の写しの交付 | |
| | ア 用紙 | 13,690枚 |
| | イ CD-R等 | 154枚 |

令和4年度個人情報保護制度の運用状況（公告）

長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）第16条の規定により、令和4年度における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和5年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

| | | |
|---|------------------------|--------|
| 1 | 個人情報取扱事務の登録件数 | 1,107件 |
| 2 | 個人情報の開示の請求件数及び決定状況 | |
| | (1) 請求件数 | |
| | ア 文書による開示の請求件数 | 233件 |
| | イ 口頭による開示の請求件数（全て開示） | 3,337件 |
| | 計 | 3,570件 |
| | (2) 文書による開示の請求に対する決定状況 | |
| | ア 開示 | 30件 |
| | イ 部分開示 | 171件 |
| | ウ 不開示 | 5件 |
| | エ 不開示（公文書不存在） | 17件 |
| | オ 不開示（存否応答拒否） | 2件 |
| | カ 取下げ | 8件 |

| | |
|------------------------|------|
| キ 検討中 | 0件 |
| 計 | 233件 |
| 3 個人情報の訂正の請求件数及び決定状況 | |
| (1) 請求件数 | 4件 |
| (2) 決定状況 | |
| ア 訂正 | 0件 |
| イ 部分訂正 | 0件 |
| ウ 不訂正 | 1件 |
| エ 存否応答拒否 | 0件 |
| オ 取下げ | 3件 |
| 計 | 4件 |
| 4 個人情報の利用停止の請求件数及び決定状況 | |
| (1) 請求件数 | 2件 |
| (2) 決定状況 | |
| ア 利用停止 | 0件 |
| イ 不利用停止 | 1件 |
| ウ 存否応答拒否 | 0件 |
| エ 取下げ | 1件 |
| 計 | 2件 |
| 5 審査請求の件数及び処理状況 | |
| (1) 請求件数 | |
| ア 今年度 | 9件 |
| イ 前年度からの繰越 | 0件 |
| 計 | 9件 |
| (2) 処理状況 | |
| ア 認容 | 1件 |
| イ 棄却 | 1件 |
| ウ 変更 | 0件 |
| エ 取下げ | 0件 |
| オ 却下 | 0件 |
| カ 審理中 | 7件 |
| 計 | 9件 |

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

X線マイクロアナライザの賃貸借及び保守

X線マイクロアナライザ 1式

※詳細は入札説明書による

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和5年12月1日から令和13年11月30日まで

(4) 設置場所

長崎県警察本部刑事部科学捜査研究所

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の

100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和5年長崎県告示第391号）に基づき、物品の借入れに係る競争参加資格を入札日現在で有している者であること。
- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和5年6月19日（月）17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

（名称）長崎県警察本部 警務部会計課（調度係）

（電話）095-820-0110 内線2231

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

（期 間）この公告の日から令和5年7月10日（月）までの間（県の休日を除く。）

（場 所）4の部局等とする。

（その他）入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札の場所及び期日等

（場所）長崎県警察本部3階入札室

（期日）令和5年7月19日（水）13時30分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

9 郵送による場合の入札書の受領期限等

（受領期限）令和5年7月18日（火）17時00分必着

（提出先）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）

（その他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:
X-ray microanalysis device 1 formula
- (2) lease period:
December 1, 2023 through November 30, 2031
- (3) Installation Location:
Nagasaki Prefectural Police Headquarters Criminal Investigation Research Institute
- (4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date):
5:00 p.m. July 18, 2023
- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. July 19, 2023
- (6) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2231

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
初動捜査支援システムの賃貸借及び保守
初動捜査支援システム 1式
※詳細は入札説明書による
- (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 借入期間
令和6年4月1日から令和13年3月31日まで
- (4) 設置場所
長崎県警察本部外
- (5) 入札の方法
前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和5年長崎県告示第392号）に基づき、物品の借入れに係る競争参加資格を入札日現在で有している者であること。
- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受ける

ことが明らかである者でないこと。

- (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県出納局物品管理室
（電話）095-895-2884
（提出期限）令和5年6月19日（月）17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
（住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
（名称）長崎県警察本部 警務部会計課（調度係）
（電話）095-820-0110 内線2231
- 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
（期 間）この公告の日から令和5年7月10日（月）までの間（県の休日を除く。）
（場 所）4の部局等とする。
（その他）入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札の場所及び期日等
（場所）長崎県警察本部3階入札室
（期日）令和5年7月19日（水）14時00分開始
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 9 郵送による場合の入札書の受領期限等
（受領期限）令和5年7月18日（火）17時00分必着
（提出先）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
（その他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
 - (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 13 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 14 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 - (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:
Initial investigation support system 1 formula
 - (2) lease period:
April 1, 2024 through March 31, 2031
 - (3) Installation Location:
Nagasaki Prefectural Police Headquarters ,etc.
 - (4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date):
5:00 p.m. July 18, 2023
 - (5) Date and time for the opening of tender:
2:00 p.m. July 19, 2023
 - (6) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department

Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2231

有明海自動車航送船組合公告

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

令和5年5月30日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

有明海自動車航送船事業の令和4年度下半期（令和4年10月1日から令和5年3月31日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数175,418台、車両収入443,456,420円、同乗旅客数161,593人、同乗旅客収入62,723,770円、一般旅客数32,512人、一般旅客収入13,836,610円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数30,708台（21.2%）の増、車両収入71,222,210円（19.1%）の増、同乗旅客数53,841人（50.0%）の増、同乗旅客収入20,036,090円（46.9%）の増、一般旅客数4,053人（14.2%）の増、一般旅客収入1,615,000円（13.2%）の増となる。

(2) 職員数（令和5年3月31日現在）

一般職員 9人
船舶職員 11人
合 計 20人

(3) 条例、規則の制定改廃

ア 条例

- 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 有明海自動車航送船組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例
- 有明海自動車航送船組合個人情報の保護に関する法律施行条例

(4) 議会議決事項

- 令和4年10月12日招集の有明海自動車航送船組合議会第2回定例会に上程し、同日可決を得た議案は次のとおりである。

第1号 令和3年度有明海自動車航送船事業会計決算の認定について

第2号 管理者専決処分の報告並びに承認について

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 令和5年2月8日招集の有明海自動車航送船組合議会第1回定例会に上程し、同日可決を得た議案は次のとおりである。

第1号 有明海自動車航送船使用料改正の承認について

第2号 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例

第3号 令和5年度有明海自動車航送船事業会計予算

第4号 有明海自動車航送船組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

第5号 有明海自動車航送船組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

第6号 管理者の専決処分の報告並びに承認について

令和4年度有明海自動車航送船事業会計補正予算（第1号）

第7号 有明海自動車航送船組合管理者の共同任命につき議会の同意を求めることについて

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表1

イ 貸借対照表 別表2

(6) 令和5年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要 別表3

別表1

令和4年度有明海自動車航送船事業下半期予定損益計算書

(令和4年10月1日から令和5年3月31日まで)

単位：円

| | | | | |
|---|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 1 | 営業収益 | | | |
| | | 472,970,100 | | |
| | (1) 運航収入 | (874,167,784) | | |
| | | 3,387,398 | 476,357,498 | |
| | (2) 運航雑入 | (5,078,923) | (879,246,707) | |
| 2 | 営業費用 | | | |
| | | 2,691,740 | | |
| | (1) 一般管理費 | (5,337,504) | | |
| | | 374,304,737 | | |
| | (2) 運航経費 | (697,919,265) | | |
| | | 159,209,023 | 536,205,500 | |
| | (3) 運航管理費 | (279,900,740) | (983,157,509) | |
| | 営業損失 | | | 59,848,002 |
| | | | | (103,910,802) |
| 3 | 営業外収益 | | | |
| | | 30,972 | | |
| | (1) 受取利息及び配当金 | (30,972) | | |
| | | 62,671,229 | | |
| | (2) 他会計補助金 | (150,245,865) | | |
| | | 55,437,124 | | |
| | (3) 長期前受金戻入 | (110,874,124) | | |
| | | 3,088,620 | 121,227,945 | |
| | (4) 雑収入 | (4,743,603) | (265,894,564) | |
| 4 | 営業外費用 | | | |
| | | 0 | | |
| | (1) 支払利息 | (0) | | |
| | | 0 | | |
| | (2) 雑損失 | (0) | | |
| | | 14,629,259 | 14,629,259 | 106,598,686 |
| | (3) 雑支出 | (14,629,259) | (14,629,259) | (251,265,305) |
| | 経常利益 | | | 46,750,684 |
| | | | | (147,354,503) |
| | | | | 101,076 |
| 5 | 特別利益 | | | (101,076) |
| | | | | 7,500,000 |
| 6 | 特別損失 | | | (7,500,000) |
| | | | | 39,351,760 |
| | 当年度純利益 | | | (139,955,579) |
| | | | | 63,911,685 |
| | 前年度繰越利益剰余金 | | | (63,911,685) |
| | | | | 103,263,445 |
| | 当年度未処分利益剰余金 | | | (203,867,264) |

() は決算見込み

別表2

令和4年度有明海自動車航送船事業貸借対照表（予定）

（令和5年3月31日）

単位：円

| 資 産 の 部 | | | |
|---------|--------------|----------------------|----------------------|
| 1 | 固 定 資 産 | | |
| | (1) 有形固定資産 | | |
| | イ 船 舶 | 3,246,415,317 | |
| | 減価償却累計額 | <u>2,325,853,165</u> | 920,562,152 |
| | ロ 土 地 | | 12,163,141 |
| | ハ 建 物 | 761,884,348 | |
| | 減価償却累計額 | <u>398,534,521</u> | 363,349,827 |
| | ニ 構 築 物 | 235,178,370 | |
| | 減価償却累計額 | <u>215,036,352</u> | 20,142,018 |
| | ホ 機 械 装 置 | 1,293,000 | |
| | 減価償却累計額 | <u>1,228,350</u> | 64,650 |
| | ヘ 備 品 | 39,291,560 | |
| | 減価償却累計額 | <u>32,298,862</u> | <u>6,992,698</u> |
| | 有形固定資産合計 | | 1,323,274,486 |
| | (2) 無形固定資産 | | |
| | イ 電 話 加 入 権 | | 757,600 |
| | ロ その他無形固定資産 | | <u>0</u> |
| | 無形固定資産合計 | | 757,600 |
| | (3) 投資その他の資産 | | |
| | イ 投資有価証券 | | 0 |
| | ロ 出 資 金 | | <u>30,020,000</u> |
| | 投資合計 | | <u>30,020,000</u> |
| | 固定資産合計 | | 1,354,052,086 |
| 2 | 流 動 資 産 | | |
| | (1) 現 金 預 金 | | 2,066,211,007 |
| | (2) 未 収 金 | | 43,966,004 |
| | (3) 前 払 金 | | 100,000 |
| | (4) その他流動資産 | | <u>1,000,000</u> |
| | 流動資産合計 | | <u>2,111,277,011</u> |
| | 資 産 合 計 | | <u>3,465,329,097</u> |

負 債 の 部

| | | | |
|---|-----------------|----------------------|----------------------|
| 3 | 固 定 負 債 | | |
| | (1) 長 期 借 入 金 | 27,280,000 | |
| | (2) 引 当 金 | | |
| | イ 退職給付引当金 | 207,009,477 | |
| | ロ 修繕準備引当金 | <u>3,743,853</u> | |
| | 固 定 負 債 合 計 | | 238,033,330 |
| 4 | 流 動 負 債 | | |
| | (1) 長 期 借 入 金 | 27,272,000 | |
| | (2) 未 払 金 | 48,487,685 | |
| | (3) 預 り 金 | 898,741 | |
| | (4) 引 当 金 | | |
| | イ 賞 与 引 当 金 | 15,812,997 | |
| | (5) その他流動負債 | <u>1,000,000</u> | |
| | 流 動 負 債 合 計 | | 93,471,423 |
| 5 | 繰 延 収 益 | | |
| | (1) 長 期 前 受 金 | 1,748,034,273 | |
| | (2) 収 益 化 累 計 額 | <u>1,053,027,193</u> | |
| | 繰 延 収 益 合 計 | | <u>695,007,080</u> |
| | 負 債 合 計 | | <u>1,026,511,833</u> |

資 本 の 部

| | | | |
|---|-------------------------|----------------------|----------------------|
| 6 | 資 本 金 | | |
| | (1) 自 己 資 本 金 | <u>1,855,650,000</u> | |
| | 資 本 金 合 計 | | 1,855,650,000 |
| 7 | 剰 余 金 | | |
| | (1) 資 本 剰 余 金 | | |
| | イ 受贈財産評価額 | 9,500,000 | |
| | ロ 工 事 負 担 金 | <u>800,000</u> | |
| | 資 本 剰 余 金 合 計 | | 10,300,000 |
| | (2) 利 益 剰 余 金 | | |
| | イ 減 債 積 立 金 | 0 | |
| | ロ 利 益 積 立 金 | 100,000,000 | |
| | ハ 建 設 改 良 積 立 金 | 269,000,000 | |
| | ニ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金 | <u>203,867,264</u> | |
| | 利 益 剰 余 金 合 計 | | <u>572,867,264</u> |
| | 剰 余 金 合 計 | | <u>583,167,264</u> |
| | 資 本 合 計 | | <u>2,438,817,264</u> |
| | 負 債 資 本 合 計 | | <u>3,465,329,097</u> |

別表3

令和5年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要

(総 則)

第1条 令和5年度有明海自動車航送船事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | | |
|-----------------|---------|---|
| (1) 年 間 航 海 数 | 12,800 | 回 |
| (2) 年 間 輸 送 台 数 | 319,000 | 台 |
| (3) 年間輸送同乗旅客数 | 282,000 | 人 |
| (4) 年間輸送一般旅客数 | 60,000 | 人 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | | |
|-----------|-----------|----|--|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 事業収益 | 1,146,203 | 千円 | |
| 第1項 営業収益 | 1,031,536 | 千円 | |
| 第2項 営業外収益 | 114,667 | 千円 | |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 事業費 | 1,141,420 | 千円 | |
| 第1項 営業費用 | 1,118,720 | 千円 | |
| 第2項 営業外費用 | 22,700 | 千円 | |
| 第3項 予備費 | 0 | 千円 | |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額69,272千円は、過年度分損益勘定留保資金69,272千円で補てんするものとする。）。

| | | | |
|--------------|--------|----|--|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 資本的収入 | 0 | 千円 | |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 69,272 | 千円 | |
| 第1項 建設改良費 | 40,000 | 千円 | |
| 第2項 長期借入金償還金 | 27,272 | 千円 | |
| 第3項 予備費 | 2,000 | 千円 | |

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

| | | |
|---------------|---------|----|
| (1) 職 員 給 与 費 | 202,463 | 千円 |
| (2) 交 際 費 | 200 | 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

発行者

長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表(八二四)
二一一
一四一

印刷所

長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイ
田ツク
宏リン
弥ト